

中国意匠制度及びその活用

後編 外国・国内優先権とハーグ出願 審判決事例紹介

北京銘碩特許法律事務所 弁理士 金 玉蘭

日本特許情報機構では、2024年7月11日に Japio知的財産セミナー「部分意匠制度に対応した中国意匠出願の最新実務と審判決の事例紹介」を開催しました。本誌では講義の内容に沿って中国の意匠制度について解説していただきます。紙面の都合上、前号143号と今号に分けて掲載しております。 (編集担当)

目次

- I. 中国と日本の意匠制度の違い
- II. 中国部分意匠出願
(以上143号)
- III. 外国・国内優先権
- IV. ハーグ出願
- V. 無効審判及び侵害事例

III. 外国・国内優先権

1. 中国意匠の国内優先権制度導入

2021年の第4回法改正で、意匠にも国内優先権制度が採用された。[図45]

従来から、外国優先権制度を利用すれば、例えば、出願人が日本で関連意匠を出願した場合、6カ月以内に出願した関連意匠は、中国で外国優先権を主張し、一出願にまとめて相似意匠として出願することができていた。国内優先権制度ができるまでは、中国国内の出願人が、中国で意匠Aと意匠A'に相似する意匠A'を前後して出願した場合、両意匠が相似するため、後で出願した意匠A'は重複授權の問題が発生して登録することができなかった。国内優先権制度が採用されたことにより、後願の出願日が6カ月以内であれば、一出願にまとめて相似意匠として出願することができるようになり、従前のような問題が解消された。

●図45 中国での優先権出願

